

令和2年度 電気取扱業務（低圧）特別教育（学科）講習会案内

産業活動において、電気は不可欠なものであり、これに対する安全対策は年々進歩していますが、感電災害により今なお多数の死傷者が発生しています。しかも、感電災害の発生状況をみると、死亡者の半数以上は低圧の電気（直流750ボルト以下、交流600ボルト以下）によるものです。

このような災害の防止を図るには、電気設備の整備・保守を適正に行うとともに、電気取扱作業を行う者に対し、当該作業を安全に行うために必要な知識及び技能を身につけさせて、的確な作業管理を行うことが必要です。

このため、労働安全衛生法では、電気取扱業務（低圧）に従事する者に対し、特別教育を行うことを事業者には義務づけています。

根拠条文	労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第4号、安全衛生特別教育規程第6条
------	---

当協会においては、特別教育の「学科教育7時間」を事業者に代わって下記のとおり開催しますので、この機会に貴関係作業者の受講方につきご配慮くださいますようお願い申し上げます。

実技教育「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法7時間以上（開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上）」は事業場で実施して下さるようお願いいたします。

なお、この特別教育は電気工事士等の有資格者についても実施義務がありますので、念のため申し添えます。

建設業の事業者がこの学科を受講し、実技教育を事業場において実施した場合「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の対象になります。

助成金の詳細は石川労働局職業対策課（TEL:076-265-4428）にお問い合わせください。

昨年10月1日より低圧電気取扱業務特別教育から独立して「電気自動車等整備業務」特別教育が新設されていますのでご注意ください。

<記>

1. 日 時

第1回	令和2年	7月17日（金）	午前9時00分～午後5時00分
第2回	令和2年	11月20日（金）	午前9時00分～午後5時00分

2. 会 場

第1回 第2回
石川県地場産業振興センター 新館5階 第12研修室
(金沢市鞍月2丁目1番地 TEL076-268-2010)

3. 定 員

100人（定員になり次第締切らせていただきますのでお早目にお申し込みください。）

4. 講習科目

- | | | |
|-----|--------------------|-----|
| (1) | 低圧の電気に関する基礎知識 | 1時間 |
| (2) | 低圧の電気設備に関する基礎知識 | 2時間 |
| (3) | 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 | 1時間 |
| (4) | 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 2時間 |
| (5) | 関係法令 | 1時間 |

5. 受講料

- (1) 当協会会員 8,410円/人(税込み、テキスト代含む)
非会員 10,610円/人(")
- (2) 受講料 振込期日
- | | | |
|-----|-----------|---------------------|
| 第1回 | 7月 2日(木) | } までに銀行振込にてお納めください。 |
| 第2回 | 11月 5日(木) | |
- 尚、振込手数料は貴事業場でご負担下さるようお願いいたします。

◆銀行振込先◆

北国銀行本店	普通預金口座	NO.033761
口座名義	シャ・カナザワロウドウキジュンキョウカイ (一社) 金沢労働基準協会	

※ 講習日の7日前以降のキャンセルについては、納入された受講料はお返しできません。

6. 申込方法

申込書に所定事項を記入のうえ、下記まで郵送又はFAXして下さい。

一般社団法人 金沢労働基準協会		
〒920-0031 金沢市広岡 2-13-23 AGSビル 301号		
TEL	(076) 232-2976	FAX (076) 224-2554

7. 受付期間

- 第1回 令和2年 7月 2日(木)まで
第2回 令和2年 11月 5日(木)まで

※但し定員になり次第締切りとなりますのでご注意ください。

8. その他留意事項

- (1) 講習日の2週間前に受講票を郵送します。
- (2) この講習会の所定時間を受講された方に対して「修了証」を交付します。
- (3) 受講者は受講票及び筆記用具を持参してください。
- (4) テキストは、受付の際お渡しします。
- (5) 受付は8時40分から行います。

8時55分までに受付を済ませてください。